舞鶴市乳幼児教育ビジョン

2019年 3月 舞 鶴 市 舞鶴市教育委員会

目 次

はじめに

資料 ……

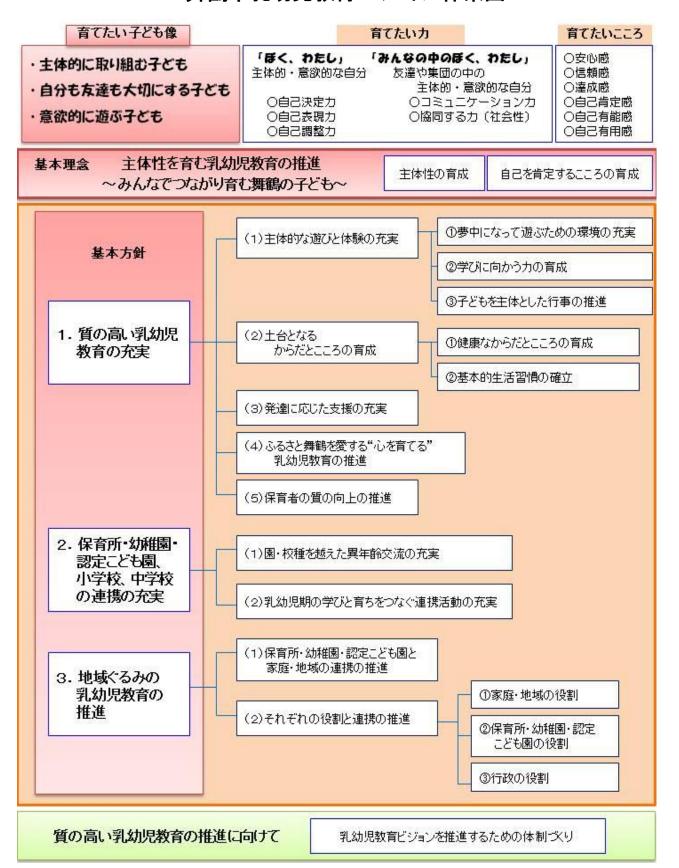
舞鶴	市剄.	幼川	きり	音ビ	ジョ	ン体	: 系	义
夕平 比祠	リノナレ	ر دوس	しかく	\mathbf{H}		<u> </u>	・フト	2

第	1章 乳幼児教育ビジョン策定の背景と趣旨
1	乳幼児教育ビジョン策定の趣旨
2	乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	国の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	子どもと子どもを取り巻く環境―現状と課題― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	本市の現状 ・・・・・・・・・・・・・10
	2章 育てたい子ども像と基本理念
1	育てたい子ども像と育てたい力、育てたいこころ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 14
第	3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針
1	質の高い乳幼児教育の充実 ······19
	保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携の充実 ・・・・・・・・・・・・25
3	地域ぐるみの乳幼児教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第	4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて
1	乳幼児教育ビジョンを推進するための体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
2	私立保育所・幼稚園・認定こども園との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
3	今後の方向性~乳幼児教育ビジョンの普及・啓発~ ・・・・・・・・・・・・・32

<本書における用語の定義について>

乳幼児教育…0歳から就学前の子どもの教育・保育を意味し、保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく家庭や地域も含む、乳幼児が生活するすべての場において行われる教育・保育を総称したもの

舞鶴市乳幼児教育ビジョン体系図



第1章 乳幼児教育ビジョン策定の背景と趣旨

1 乳幼児教育ビジョン策定の趣旨

本市では、舞鶴市教育振興大綱において「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」を育てるため、「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念に掲げ、とりわけ0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期であることから、乳幼児教育の質の向上に向けた取り組みを積極的に進め、小学校や中学校へつなげる教育の充実を目指しています。

この実現に向けては、乳幼児期の子どもの、学び・育ちの特性を踏まえ、乳幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿、乳幼児期に大切にしたいことを、市民全体で共有し、子育ての基本である家庭はもとより、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、行政等それぞれの役割を認識したうえで、連携しながら取り組みを進めていくことが重要となります。このため、舞鶴市乳幼児教育ビジョンを策定し、これに基づいて様々な施策を展開していくものであり、特に、保育所・幼稚園・認定こども園は、乳幼児教育の専門職を擁する施設として重要な役割を担っていることから、質の高い乳幼児教育の実践をはじめ、園に通っていない子どもも含めた家庭・地域の支援・連携、学校への学び・育ちの連携等について、共有すべき基本認識を明確化したものです。

乳幼児期の学びの特徴

遊具や教材等の物的環境や、保護者や先生・友達等の人的環境、さらには自然や地域といった 環境を通した豊かな遊びや生活の中で、小学校以降の学びや育ちの土台となる、好奇心や探究心、 思考力、がんばる力や自己主張・自己統制力等、認知的スキルや非認知的スキル(学びに向かう 力)を身に付けていきます。

¦例。<色水遊び>

植物をつぶすと色がでることに気づいたり、いろいろと試すことで材料によって色が違うことや、 混ぜると別の色があること、同じ色でも濃淡があることなど理科的な要素に気づき、好きな色を作る ために工夫をしたり、また、発見したことやできた色水を保育者や友達に見せて、伝えあうことで表現 力や言語等が育ちます。

そこからジュース屋さん等ごっこ遊びへと発展していけば、役割を決めたり、お客さんとのやりとりをしたりとさらに人との関わりが生まれ、コミュニケーション力が必要となります。売れるように工夫してちらしを作ったり、「○個ちょうだい」「○円です」などのやりとりをしたりと、文字や数への興味も自然に生まれてきます。

発達の段階の違い

こうした、学ぶということを意識しているわけではないが、楽しいことや好きなことに集中することを 通じて、様々なことを学んでいく遊びの中での学びが「学びの芽生え」です。

そして、学ぶということについての意識があり、小学校における各教科等の授業を通した学習が「自覚的な学び」です。

幼児期に、学びの芽生えが育っていき、それが小学校に入り、自覚的な学びへと成長していく。 幼児期から児童期にかけての時期は、学びの芽生えから次第に自覚的な学びへと発展していく 時期です。(文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」報告書)

2 乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間

(1)位置づけ



「舞鶴市総合計画」

「基本理念」 次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を ~誰もが心豊かに暮らせるまちを目指して~

将来、まちの担い手となる若者や子どもたちの郷土愛を育み、子どもたちが夢や希望を持ち、その夢をこのまちで叶えることができる環境づくりを進める。

第3節 まちづくり戦略

(1) 心豊かに暮らせるまちづくり

本市の豊かな自然、歴史・文化、特色ある教育、充実した子育て環境などの地域資源を 最大限に活かし、心の豊かさが享受できるまちづくりを進めます。

子ども一人ひとりが尊重され、豊かな育ちが実感できる環境づくりや、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりを推進するとともに、夢を育み、夢に向かって、自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く力を身に付ける質の高い教育環境づくりに努めます。

実施に向けては、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で子育ての喜びを 分かち合えるように、舞鶴市教育振興大綱はもとより、本市の子ども・子育て支援の方向性を示した 「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」との整合を図りながら、諸施策を推進していきます。

(2) 期間 5年間(2019年度~2023年度)

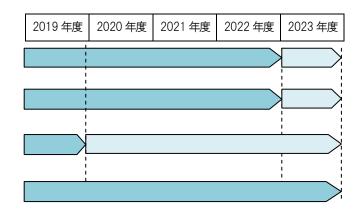
2018 年(平成 30 年)4月に施行された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「保育指針等」という。)は10年間隔で見直されていることから、この3つの要領等との整合性を図るため、計画期間は、その中間年次となる2023 年度までの5年間とします。

「第7次舞鶴市総合計画」

「舞鶴市教育振興大綱」

「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」

「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」



3 国の動向

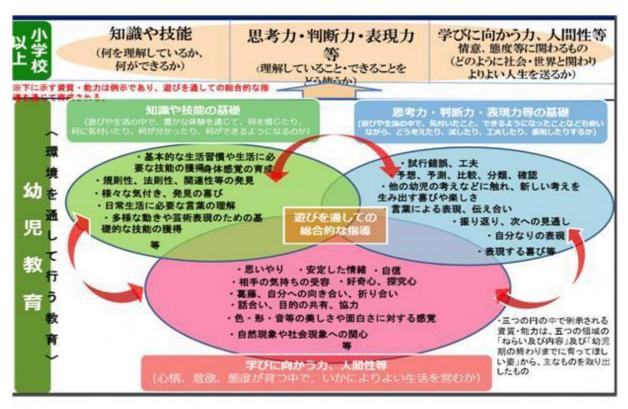
(1) 乳幼児期の教育

2015年(平成27年)4月から、子ども・子育て支援新制度が実施され、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることが求められ、「待機児童の解消」などの量的拡充だけでなく、質の充実として、「職員配置や給与の改善」、保幼小連携の取組を推進する「小学校との接続の改善」、そして保育士等の研修機会を確保するための「研修の充実」などが盛り込まれました。

量だけでなく「質」の充実を図る背景には、O歳から就学前のいわゆる乳幼児期が、人格形成の基礎が培われる最も重要な時期とされていることがあります。

その重要性は、教育基本法、保育指針等(※資料①)にも明記されており、乳幼児教育は、小学校の教科学習の前倒しのようなものではなく、遊びや生活、体験の中で育むものとされています。

2018年(平成30年)4月には、新たな保育指針等が施行され、その保育・教育の整合性が図られ、乳幼児期に育みたい資質・能力について①知識・技能の基礎、②思考力・判断力・表現力等の基礎、③学びに向かう力・人間性等として示され、その具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確にされました。



平成29年度幼児教育指導者養成研修 資料より

また、2017年(平成29年)3月に告示された小学校学習指導要領(2020年4月施行)、中学校学習指導要領(2021年4月施行)及び2018年(平成30年)3月に告示された高等学校学習指導要領(2022年4月施行)では、新しい時代に必要となる資質・能力として、すべての教科において①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱が位置付けられ、乳幼児期から小・中・高等学校まで、これらの資質・能力がつながることとなりました。

乳幼児期に育みたい資質・能力は、次のとおりです。

- ①豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ②気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ③心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

また、次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育指針等に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの就学前の具体的な姿です。

(1) 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、 友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性 が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするよう になる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7)自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え 言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつ ようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な 動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する 喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(2) 乳幼児教育を行う施設

市内には、乳幼児教育を行う施設として、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)があります。所管省庁は、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府であり、それぞれ異なりますが、乳幼児教育の内容は、前述のとおり、保育指針等において整合性が図られています。

(3) 乳幼児期に育まれるスキル

人工知能の進展などにより、今ある職業の多くが10年、20年先にはなくなる可能性があると言われている中で、社会情勢の変化が急速で予測が困難な時代を生きていく子ども達には、多様な変化に柔軟に対応し、様々な情報を見極め、新たな価値を見出していくことが必要となってきます。

決まった手続きを効率よくこなしていくというより、感性を豊かに働かせながら、どのように社会や未来を創っていくのか目的を自ら考え出すことのできる、答えのない課題に対して、他者と協働しながら目的に応じた解決方法を見つけ出す、そんな人材が求められます。一人ひとりが未来の創り手となるために、そのスタートとなる乳幼児教育は大変重要です。

乳幼児期の教育は、子どもが興味を持って主体的に身近な環境(人やもの)に関わり、その関わり方や意味に気付き、試行錯誤したり、考えたり、捉えたりするようになることから、環境を通して行うものです。その際には、やってみたい、関わりたいといった意欲や興味・関心を持つことができるかがポイントとなり、子どもの主体性が何よりも大切になります。

こうした最適な環境において生活をする中で、遊びや生活といった直接的、具体的な体験を通じて、 人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていく ための基礎を培っていきます。

つまり、子どもの遊びや生活には、子どもの成長や発達において重要な体験が多く含まれており、 遊びこそが乳幼児期の学びと言えます。

乳幼児期は、何でもやってみたい意欲や興味・関心、好奇心が旺盛な時期だからこそ、遊びや体験 を通じて

認知的スキル~記憶や知識など学力に相当する力

- ◇基礎的認知能力(パターン認識、処理速度、記憶)
- ◇獲得された知識(呼び出す、抽出する、解釈する)
- ◇外挿された知識(考える、推論する、概念化する)

社会情動的スキル(非認知的スキル)~好奇心、探究心、自己肯定感、他者への思いやり、 集中力、持続力等の学びに向かう力

- ◇目標の達成(忍耐力・自己抑制・目標への情熱)
- ◇他者との協働(社交性・敬意・思いやり)
- ◇情動の抑制(自尊心・楽観性・自信)

OECD(2015)より

といった人として社会の一員として生きていく力を育んでいます。非認知的スキルとは、乳幼児期に育みたい資質・能力のひとつ「学びに向かう力」とも言えます。認知的スキルと非認知的スキルはどちらか一方に重点を置くというよりも相互に絡み合って伸びていきます。

これらのスキルは、「多様化し、相互につながった世界において、人生の成功と正常に機能する 社会のために必要な能力」とされる「キー・コンピテンシー」(OECD・・経済協力開発機構)

- ①言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力
- ②多様な集団における人間関係形成能力
- ③自律的に行動する能力

や、中央教育審議会で提言されている「生きる力」

- ・基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

などにつながります。

近年、諸外国の実証研究においても、質の高い乳幼児教育は、将来の進学率の上昇や所得の 増大、犯罪率や生活保護受給率の低下等をもたらすという結果が報告されており、その効果は社会 全体に及ぶと考えられています。特に、学力に相当するカ=認知的スキルの効果だけではなく、 意欲や持続力、協同性など=非認知的スキルの方が生涯に渡って効果が高いといった報告もされ ています。

(4)国の方針

① 教育振興基本計画

政府は、「改正教育基本法(平成18年12月)に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要」とした教育振興基本計画(第3期)において、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっていることや、質の高い教育の提供に向けたきめ細やかな指導の充実や、子どもたち一人ひとりの状況に応じた教育の推進に取り組むとともに、一人ひとりがこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、「真の学ぶ力」(学力の3要素)を身に付けることが必要となる。この力を初等中等教育から高等教育まで一貫して育成する教育を行っていくことが求められているなど、質の向上も課題となっていることを挙げています。

そして、これらの課題は、教育問題であると同時に社会全体の問題でもあり、少子・高齢化が進み、社会のつながりの希薄化など、家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている現在、学校教育の充実のみならずコミュニティの再構築を通じて、子どもの学びを支える必要があると記されています。

② 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法の基本理念には、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と、一丸となって取り組む重要性が述べられています。

③ 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化は、「新しい経済政策パッケージ」(2017 年 12 月 8 日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(2018 年 6 月 15 日閣議決定)において、無償化の方針が示され、消費税率引上げ時の 2019 年 10 月1日から実施される方針が示されています。これは、幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図ることにより、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、少子化対策の観点などから具体化されるものです。

4 子どもと子どもを取り巻く環境一現状と課題—

近年の少子高齢化や核家族化の進行、地域等人間関係の希薄化、情報化の加速化など、 社会環境の急激で大きな変化によって、子どもや子どもを取り巻く環境にも様々な課題が生じて います。

(1)家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等施設

- ◆家 庭…愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場
- ◆地域社会…様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場
- ◆保育所・幼稚園等…家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・ 文化・自然などに触れ、教員等に支えられながら、乳幼児期なりの 豊かさに出会う場

乳幼児の生活はこれらの中で連続的に営まれており、連携して豊かな教育を行うことが必要とされている中で、子どもは、身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培っていきます。

また、小学校以降における教科の内容等について、実感を伴って深く理解できることにつながる 「学習の芽生え」を育んでいます。

(「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」中央教育審議会)

(2)子ども

テレビやゲーム、スマートフォン等を使って一人で遊ぶことが増え、泥んこ遊びや虫捕りなど自然の中で遊ぶ体験が少なくなったり、安全に遊べる場や機会自体が減少していたりします。

また少子化で兄弟が少なく、親などの大人が手厚く世話をするため、自分から強く思いを発する 必要がなくなり、基本的生活習慣や自ら進んで学ぼうとする力が身に付いていないと言われてい ます。

友達と集団で体を動かして遊ぶことが少なくなり、運動能力の低下や、集団の中で自分の思いを しっかり相手に伝えたり、やりとりの中で生まれる感情や気持ちの衝突を通してルールを守ったり、 我慢したりすることなどの規範意識や自制心を育てる機会が少ないなどの課題が指摘されてい ます。

(3)保護者

少子化等により、自分が子どもをもって初めて赤ちゃんと接する人も増えており、また核家族化の進行や、地域や上の世代とのつながりが弱くなるなど人間関係の希薄化が生じる中で、自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもとの接し方や遊び方など、どのように関わっていけばよいか分からず悩み、過度にマニュアルに頼ったり、不安感・孤独感を募らせたりする状況も増えています。

5 本市の現状

(1)人口、乳幼児数

舞鶴市の人口は、減少傾向で推移しており、平成30年度(推計人口)が82,949人で平成17年度と比べて7,249人減少しています。また乳幼児数は、平成30年度は4,046人で平成17年度と比べて1,320人減少しています。

(2)幼稚園 (※資料②)

① 施設数

明治17年に本市唯一の公立幼稚園が小学校附属の幼稚園として創設され、現存する国公立の幼稚園では全国で7番目、府内では一番古い幼稚園でしたが、2019年(平成31年)4月に隣接の公立保育所と機能統合し、新たに公立認定こども園として開園します。

私立幼稚園は現在12園あり、全ての幼稚園で3年保育を実施しているほか、近年の多様化する 保育ニーズに対応するため「預かり保育」にも取り組んでいます。

② 園児数

園児数(5月1日時点)は、少子化の進行や共働き家庭における保育ニーズの高まりに伴って 入園希望者の減少が進み、公立幼稚園では平成30年度が51人で平成17年度と比べて28人の 減少となっており、認可定員294人に対する充足率は17.3%です。

私立幼稚園では、平成30年度1, 161人で405人の減少となっており、認可定員2, 079人に対する充足率は55. 8%となっています。

(3)保育所 (※資料②)

① 施設数

昭和23年に私立保育所が、昭和24年に公立保育所がそれぞれ開設し、現在では、私立保育所が13園(うち1園は分園)、公立保育所が3か所となっていますが、2019 年 4 月に公立保育所1か所は公立幼稚園と機能統合し公立認定こども園として、私立保育所のうち6園(1園は分園)が認定こども園に移行します。

② 就園児数

園児数(10月1日)は、公立保育所では、平成30年度328人で平成17年度と比べて70人の減少となっており、認可定員390人に対する充足率は84.1%です。

私立保育所では保育ニーズの高まりに対応して保育所の新設や定員の増加が行われたことにより増加傾向で推移し、平成30年度1,272人で246人の増加となっており、認可定員1,220人に対する充足率は104.3%となっています。

(4) 小学校·中学校

① 施設数

市内には公立の小学校18校と中学校7校があります。

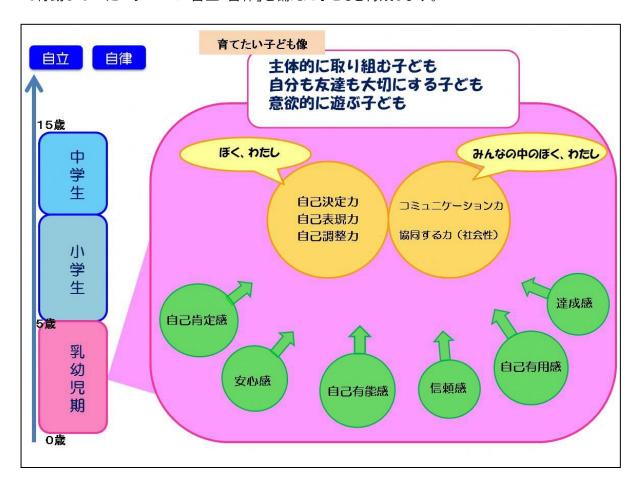
② 児童・生徒数

在籍児童数(5月1日)は、小学校は、平成30年度4,365人で平成17年度と比べて1,095人の減少となっており、中学校は、平成30年度2,196人で平成17年度と比べて394人の減少となっています。

第2章 育てたい子ども像と基本理念

1 育てたい子ども像と育てたい力、育てたいこころ

本市では、「主体的に取り組む子ども」、「自分も友達も大切にする子ども」、「意欲的に遊ぶ子ども」 の3つを育てたい子ども像として掲げ、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい 力と安心感、信頼感、自己肯定感等の育てたいこころを育み、将来、自分で生きていく、自分で考え て行動していくという二つの「自立・自律」を備えた子どもを育成します。



① 主体的に取り組む子ども

自分で考え、判断し、行動する「自己決定力」、自分の思いや考えを伝える「自己表現力」、集中し、根気強く取り組み、工夫し、見通しを持つ「自己調整力」を育み、自らが主体となり、遊びや生活等すべてにおいて主体的に取り組む子どもを育成します。

「ぼく、わたし」とは…主体的・意欲的な自分

【育てたい力】

- ◆ 自分で考え、判断し、行動する力「自己決定力」
- ◆ 自分の思いや考えを伝える力「自己表現力」
- ◆ 集中し、根気強く取り組み、考え工夫し、見通しを持つ力「自己調整力」

② 自分も友達も大切にする子ども

自らの主体性を尊重され大切にされた子どもは、自分も大切にし、友達の主体性も尊重し、大切にすることができます。友達との遊びや体験の中で、人と関わりながら、あいさつをする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、相手の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」、ルールや約束を守ろうとする(規範意識)、認め合う、友達を思いやる、自分の気持ちをコントロールしようとする「協同する力(社会性)」を育みます。

コミュニケーション力や協同する力を育み、自分も友達も大切にする子どもを育成します。

「みんなの中のぼく、わたし」とは…友達や集団の中の主体的・意欲的な自分

【育てたい力】

- ◆ あいさつをする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、相手の思いを聞く、 話し合うという「コミュニケーションカ」
- ◆ ルールや約束を守ろうとする(規範意識)、認め合う、友達を思いやる、自分の 気持ちをコントロールしようとする「協同する力(社会性)」

「みんなの中のぼく、わたし」が、共通の目的に向けて友達と力をあわせながら、協同的に遊ぶ体験を通して、学びに向かう力(意欲、集中力、持続力等)を育みます。

③ 意欲的に遊ぶ子ども

これら「ぼく、わたし」、「みんなの中のぼく、わたし」は行きつ戻りつ、相互作用し合いながら育っていきます。 興味や関心を持って、様々な物や人、自然事象等(環境)と関わりながら、**意欲的に遊ぶ子ども**を育成します。

そして、育てたい子ども像、育てたい力を育むためには、安心できる居場所で信頼できる人と「安心感」「信頼感」を育てることが大切です。また、やりたいことをやる中で「達成感」を感じ、自分のことが好きと感じる「自己肯定感」、自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」、自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」を育むことが大切です。

「ぼく、わたし」「みんなの中のぼく、わたし」の力を育む基盤となるこころを育てます。

【育てたいこころ】

- ◆ 安心できる居場所で「安心感」を抱くこと
- ◆ 信頼できる人と過ごす中で「信頼感」を持つこと
- ◆ 自分のやりたいことをやる中で「達成感」を感じること
- ◆ 自分のことが好きと感じる「自己肯定感」
- ◆ 自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」
- ◆ 自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」

2 基本理念

主体性を育む乳幼児教育の推進

~みんなでつながり育む舞鶴の子ども~

「育てたい子ども像、力、こころ」で示した姿を実現するために、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定 こども園・小学校・中学校・行政等、子どもを取り巻く全員が認識を共有し、「主体性を育む乳幼児 教育」を推進します。

(1)主体性の育成

① 自己決定力、自己表現力、自己調整力の育成のために大切にしたい関わり

子どもをたった一人のかけがえのない存在としてありのままを受け止め、よいところを見つけ、 **ほめる**ことが大切です。一人ひとり違っていい、いろんな子がいて楽しいと感じられるよう、**子どもへ** の理解を深め、個々の個性やよいところ、得意なところを伸ばすように関わります。

子どもは、興味や関心を持つと「やりたい」「やってみたい」と自分から関わろうとします。その気持 ちを尊重することが意欲を育てます。また、自分で考えて行動するためには、周囲の大人の指示や 命令の言葉で行動するのではなく、**子ども自身が気付けるような関わりや声かけ**が必要です。

やりたい気持ちを尊重し、意欲を育て、自分で行動するために、周囲の大人は、言い過ぎない、 答えを言わず見守る、自分で気付けるようなヒントを与えるなど、主体性を尊重した関わりを目指し ます。

また、子どもは、年上の人に対する憧れと信頼の気持ちを持って大人を見ています。「おはよう」 等のあいさつ、「ありがとう」の感謝の気持ち、「ごめんね」の謝罪の気持ちは大人がモデルとなって、 子どもに示し、**大人自身が、ルールや約束、マナーを守る**ことを目指します。

- ◆ 子ども一人ひとりを理解する ◆子どもの思いや言葉を受け止める ほめる
- ◆ 個性を認め、伸ばす
- ◆やりたい気持ち(意欲)を尊重する
- ◆ 自分で行動をおこすような声かけや関わりをする
- ◆ 大人がモデルになる(あいさつ、マナー等)

② コミュニケーションカ、協同するカ(社会性)の育成のために大切にしたい関わり

自分の思いや考えを話すためには、周囲の大人が、**子どもの言葉に耳を傾け、応答的にやり とりする**ことが大切です。 伝えたい人、 聞いてくれる人、 応えてくれる人がいるから、 子どもは話そうと します。伝えたい気持ちはコミュニケーション力の土台でもあります。また、相手の思いを聞くという ことは、自分が聞いてもらったという経験や体験がなければ、難しいことです。

自分の思いや考えを話したり、相手の思いを聞いたり、**話し合いの機会を持ち**、保育所・幼稚 園・認定こども園での友達同士や集団の中で、お互いが認め合うよう、一**人ひとりのよいところ 得意なこと、発見したことや行動したことを周りに発信する**ことにより、一人ひとりが輝く場面を つくっていきます。

また、集団生活の中でのルールや約束があることは理解していても、適応できるかどうかは年齢・ 発達や個人差によるところもあります。大人に決められたルールや約束よりも、自分たちで話し 合って決めた約束の方が主体的に意識もでき、より守ろうとします。

ルールや約束を守ろうという気持ち(規範意識)を育てるために、ルールや約束を守ることは 気持ちがいい、友達との遊びもより楽しくなるという経験や、**どうしたら守れるかを、みんなで話し 合う機会を持ちます**。

加えて、人に強要されて我慢するのではなく、自分から気持ちをコントロールする経験が必要です。 集団の中でのけんかやトラブルはチャンスととらえ、相手の気持ちに気づき、よいこと悪いことを 判断する機会にし、自分の気持ちに折り合いをつけ、我慢をしなければならない経験も大切に します。

- ◆ 子どもの言葉に耳を傾け、応答的にやりとりする
- ◆ 話し合う機会をもち、一人ひとりのよいところや得意なこと、発見したことや 行動したことなどを周りに発信する
- ◆ ルールや約束を子どもと決め、どうしたら守れるか話し合う機会を持つ
- ◆ 相手の気持ちに気づき、自分の気持ちに折り合いをつける機会をつくる

(2)自己を肯定するこころの育成

(1)自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感の育成のために大切にしたい関わり

「自己肯定感」を高めるためには、**一人ひとりのよいところを見つけ、ほめる**ことが大切です。 また、ほめられることで、「自分もできる、やればできる」という「自己有能感」を感じ、自分に自信を 持つことにつながります。

やりたいことが自分なりにうまくいき、満足でき、**周囲の人に認められる**ことで「達成感」が得られます。さらに、「人の役に立つ自分、人に認められる自分」という「自己有用感」を感じることができます。 この「誰かのために…」という気持ちは、将来、地域やふるさとのために役立ちたいという気持ちにもつながります。

子どもをほめたり、認めたりする関わりをすすめ、主体性を育成するための基盤となる「自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感」を育てます。

- ◆ よいところを見つけて、ほめる
- ◆ 一人ひとりを認める

② 安心感・信頼感と愛着形成の確立

愛着とは、人と人との間で形成され、相手と一緒にいることを望み、一緒にいることで大きな安心感、満足感を感じられる関係と言われています。愛着には、自分が働きかけると相手が応えてくれ、心地よさを与えてくれるという「相互的な関係」と、自分は周囲に温かく受け入れられているという「情緒的満足感」、だっこやスキンシップ等の「身体接触的関係」という要素が不可欠です。

子どもの心の健全な育成のためには**適切な「愛着」形成**が重要であり、将来にわたる人への信頼 感の出発点となります。

周囲の大人との**信頼関係を深める**ためには、**信頼されていることが子どもに感じられるように見守る**ことや、「失敗しても大丈夫」「間違えてもいいんだよ」と**ありのままを受け止める**ことにより、安心して何でも言える雰囲気づくりに努めるなど、(1)「主体性の育成」で示した関わりを大切にする必要があります。

家庭では、一緒に遊ぶ、子どもとの会話を心がける、ほめる、時間は短くても触れ合う機会(手をつないで歩く、抱っこをする等)を持つなど、各家庭に合ったつながりを大切にし、**安心・安定できる居場所となる**ことを目指します。また、保育所・幼稚園・認定こども園では、一人ひとりの子どもの思いや言葉を受け止め、保育者との愛着・信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせる居場所となることを目指します。

- ◆大人との愛着形成・信頼関係をつくる
- ◆見守り、ありのままを受け止める
- ◆安心・安定できる居場所をつくる

年齢ごとの育ちの視点

ここでは、育てたい子ども像と基本理念の内容を、年齢発達に応じて記します。子どもの発達には個人差があります。年齢の表記は基準ではなくめやすであり、内容は一定の方向性を示すものです。

【人として生きていく土台づくり】

し歳頃

「おなかがすいた」「うれしい」「かかわってほしい」、という思いを相手に伝えようと自分の意思で、 泣いたり、笑ったり、声を出したりする時期。

周囲の大人は、その思いに応答的に関わり、だっこ等のスキンシップを通じて愛着を形成し、 安心できる環境の中で眠り、食べ、遊ぶという心地よい生活リズムを大切にします。

【主体的に生きていく土台づくり】

か月~2歳頃

1歳半~2歳頃…座る、這う、立つ、歩くといった運動機能が発達する時期。周りのものや人への興味や関心が広がり、自ら「さわってみたい」「関わりたい」という意欲が芽生え、探索活動が活発になり、好奇心旺盛な時期。

1歳半~2歳頃···なんでも「イヤイヤ」「自分で」という自我の芽生えの時期。

できないからといって止めるよりも、子どもの意思を尊重し、見守りながら、困った時には戻れる安心できる居場所(人)となることが大切です。

2歳~3歳

頃

自我の芽生えから、「自分でやりたい」「聞いてほしい」「見てほしい」と、自己を主張する時期でもあり、なんでもやってみたい最も意欲的な時期。それぞれが、自分の好きな遊びを見つけ、集中して遊んでいるが、友達の遊びは意識している時期。

子どもの意欲や主体性を尊重し、自分で選ぶ、決める、自分の思いを伝えるという経験をすることが大切です。また、言葉を獲得し、語彙を増やしていくこの時期には、周囲の大人が子どもの思いや感動したことを言葉で表現し、子どもとの応答的なやりとりをすることが必要です。

【仲間と共に生きていく土台づくり】

歳~4歳頃

今までの大人との密着した関係から、自分とは違う他者(友達)に関心が向くようになり、「友達と同じことがしたい」という気持ちが芽生える時期。

友達とイメージを広げながら、ごっこ遊びを楽しみ、身近な自然(水、土、砂、草花、虫など)に 関わりながら、遊ぶことが大切です。

4歳~5歳頃

基本的な生活習慣も身につき、今までの経験を生かして、自分なりに考えたり、創意工夫したりする思考力が育つ時期。

仲の良い友達との関係の中で、自分の思いを話したり、相手の思いを聞いたり、折り合いを つけたりする経験が大切です。友達とイメージを共有しながら、想像力を広げる遊びが大切 です。一人ひとりの個性を認め、見守るように関わることが必要です。

就学前には、ひとつの目的に向かって、集団の中で友達と話し合い、協力し合う、協同的に 取り組む体験が大切です。

ĺ					子ど	もに対	する関れ	つりのネ	見点			
		家		庭		保育	所。幼稚	割• 認	定こどもほ	1 14	地	域
	愛情や の成身 基盤を	やしつけ 長の最 E形成す	けなどを も基礎 ける場	通して となる	乳幼児 心身の	家で自なが場	この成長を登 庭では体験などに触れ、 、乳幼児期	受け、集 くできない 保育者 なりの豊	団生活を通い社会・文化等に支えら 豊かさに出会	し、 林 交とで 大 と で れ こ も で れ こ も で れ る で も で れ る で も も と る で も も と も も と で も も と も も と も も も も も も も も も も も も も も	々な人 充や身近)触れ合 豊かな体に る場	々との (な自然 いを通し 験が得ら
〇歳頃	心地よさが感じられる、	だつこ等のスキン	早寝早起き、食	子ど	一緒に遊ぶ、だつ	大人との愛着に	五感を使った体子どもの興味・	子ど	スキンシップ等の		温かく見守り、	
6か月~2歳頃	られる、信頼していることが感じられる安心・安定できる	だつこ等のスキンシップを通した愛着形成、あたたか	食事等の基本的生活習慣を確立する	子どもの思いや意思を尊重し、見守る、ほ	だつこ等のふれあう機会を持つ	信頼関係の形成、安心・安定できる居場所になる	五感を使った体験や好奇心・探究心を発揮できる体験をする子どもの興味・関心を起点として、環境(人・もの)や自然と関	子どもの思いや意思を尊重し、見守る、ほ	スキンシップ等のふれあいや応答的なやりとりをする		まいさつなどの声かけ・相談しやすい	地域行事(祭り等)(の参加を通した親子と地域の住
2歳~3歳頃		あたたかく受け入れ、信頼関係な	身辺自立をすすめる	ほめる、認める	一緒に遊ぶ、	居場所になる	心を発揮できる体験をする環境(人・もの)や自然と関わりながら遊ぶ	ほめる、認める	友達と関わりながら遊ぶ自分の思いを話す、相手	子どもが	・相談しやすい関係づくりなど、親子を	
3歳~4歳頃	居場所になる	係を深める	体を動かして遊ぶ機会を持つ		会話をする		遊ぶ 体を動かして遊ぶ		遊ぶ相手の思いを聞くなど、	子どもが地域の自然、文化等に触れる体験の機会を提供する	ナをサポートする	民との世代を越えた交流をする
4歳~5歳頃			7						組む体験をする友達と話し合い、協同的に取り	る体験の機会を提供する		る -

第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

1 質の高い乳幼児教育の充実

保育所・幼稚園・認定こども園では、保育指針等に基づき、教育・保育を実施しています。

保育指針等では、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域を基本とし、環境を通じた 遊びや体験の中で教育・保育を行うとされています。また、保育指針等における遊びとは、信頼・ 安心できる場所で、子どもの興味や関心を起点とした環境を整え、子どもが主体的に活動する ものと位置付けられています。

乳幼児期の成長・発達は、生涯の中で最も著しく、特に脳の神経系の発達は5歳までにその 80% が成長するとも言われており、身体的、心理的発達を含めて、その発達を理解することが重要です。

心身ともに健やかな成長・発達を促すために、**乳幼児期の発達を十分に理解**し、個人差に応じて配慮し、年齢に応じた乳幼児教育を目指します。

(1)主体的な遊びと体験の充実

子どもにとっての遊びとは、単なる休憩や休みの時間ではなく、**主体的な遊びであり、子どもが夢中になり、集中して遊ぶ**ことを指しています。**友達や環境(人やもの)と関わりながら、毎日繰り返し遊び込み、そこから新たな発見をし、子ども自身が考え工夫する体験**ができるよう取り組みます。

- ◆ 夢中になって遊び込む
- ◆ 目的や見通しを持った遊びをする
- ◆ 昨日、今日、明日につながる遊びをする

乳幼児期には、**五感(視覚、触覚、聴覚、嗅覚、味覚)を通じて、直接的な体験をする**ことが 大切です。この直接的な体験の中にこそ、様々な学びがあり、後の概念的な学び(文字や言葉から 学ぶ)に大きく影響しています。

周囲から与えられた体験よりも、自らが主体的・意欲的に「なんだろう」「なぜだろう」と**興味・関心を示し、「知りたい」「調べたい」と探究する体験**の方が、得られる学びが多くあります。

体験の質は違いますが、**成功体験も失敗体験もどちらも大切な体験**です。失敗は、考える、 工夫するチャンスでもあり、やり直すことで、新たな成功が生み出されます。

周囲の大人は、失敗しないようにと先回りして口も手も出してしまいがちですが、失敗した自分も受け入れながら、あきらめずに挑戦しようとする機会を奪うことになるため、見守ることも必要です。 また、反対に成功体験がなければ、失敗の後のやる気にはつながりません。

このような遊びの体験を時間にとらわれることなく、経験できるように取り組みます。

- ◆ 見る、触る、聞く、におう、食べる…五感を使った直接的な体験をする
- ◆ 与えられた体験よりも、好奇心・探究心を発揮できる体験をする
- ◆ 自分で「できた」みんなで「できた」という成功体験をする
- ◆ 失敗体験から「どうしたらいいか」考え、次へつなげる

①夢中になって遊ぶための環境の充実

遊びが主体的であるためには、子ども自身が「やりたい」と感じる遊びでなければなりません。保育者は、**子どもが何に興味・関心を持っているかをとらえ**、それに基づいた「**ねらい」を持って環境と時間を設定する**ことが大切です。

環境には、**自然を多く取り入れる**ことで、より多様な遊びが展開され、発見や気付き、学びをもたらします。特に、日本には四季があり、季節ごとに環境が変化し、その時々の遊びが生まれます。また、遊びには、「3つの間(空間、時間、仲間)」が大切な要素です。このような夢中になって遊ぶための環境と時間を充実させます。

- ◆ 子どもが思わず関わりたくなるような環境をつくる
- ◆ 子どもの興味や関心を起点とした意図的な環境をつくる
- ◆ 自然を取り入れた環境をつくる
- ◆ 3つの間(空間、時間、仲間)を充実する

②学びに向かう力の育成

いろいろなものに興味を持ち、おもしろいと感じる力、自分の思いを伝えあい友達と力をあわせる力、集中したり根気強く取り組んだり工夫したりする力、自分の力を出そうとし、自分の気持ちを調整しようとする力など、「学びに向かう力」を育成します。このような力は、乳幼児期においては「学びの芽生え」とも言われ、生涯の学びの出発点であり、主体的な遊びの中でこそ育つ力です。また、学びに向かう力は、小学校以降の「自覚的な学び」の土台となります。

そのためには、繰り返し遊ぶことから、遊びを広げ深めることが大切です。保育者には、遊びを 見通す力が必要であり、遊びの中の学びの芽生えを促すような関わりが必要です。

特に5歳頃からは、**友達と協同的に行う活動**や、1日では終わらず連続した活動を取り入れ、**何に興味を持ったか、何を発見したか、どんな工夫をしたか、言葉により伝え合う機会を持つ**必要があります。

保育所・幼稚園・認定こども園では、保育者が遊びの質を高めるよう、研究・研修等を通じて学び、 子どもの学びに向かう力を育成します。

- ◆ いろいろなものに興味を持ち、おもしろいと感じる環境をつくる
- ◆ 自分の思いを伝えあい、友達と力を合わせる機会を持つ
- ◆ 集中したり、根気強く取り組んだり、工夫したりする遊びをする
- ◆ 自分の力を出そうとし、自分の気持ちを調整しようとする経験をする

③ 子どもを主体とした行事の推進

日本には、伝統的な行事や季節ごとの行事があり、保育所・幼稚園・認定こども園では、節目ごとに取り入れているところが多くあります。行事は、非日常的な活動ではありますが、日常的な活動が行事に向けての準備だけに追われてしまうことは、本来の子どもの生活や遊びからかけ離れてしまいます。**行事のテーマは、日々の遊びや子どもの興味・関心から取り上げ、決めていく**ことが大切です。

子どもたち自身で考え、試行錯誤し、協同的につくりあげていく過程そのものを大切にした、 子どもを主体とした行事の取り組みを推進します。また、結果や出来栄えだけが重視される、見せる ためだけの行事ではなく、**その過程やその中で生まれる学びの重要性を発信**します。

◆ 子どもの興味・関心・生活・遊びからつなげた、子どものための行事を行う

(2)土台となるからだとこころの育成

「健康なからだとこころ」「基本的生活習慣」は、育てたい子ども像、育てたい力、育てたいこころの土台でもあります。

①健康なからだとこころの育成

乳幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすく、生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身につける時期です。

体を動かす遊びには、特定のスポーツ・運動のみを続けるよりも多様な動きが含まれており、 夢中になって遊び込む中で総合的に身につくものです。トレーニングのように特定の動きばかり繰り 返すのではなく、子どもが自発的に様々な遊びを体験することが大切です。また、体力・運動能力 には、年齢発達の差や個人差も大きいことからも、発達に合わせた運動遊びをすることが重要 です。 「幼児期運動指針」より(※資料⑤)

保育所・幼稚園・認定こども園では、子どもが自分から**体を動かしたくなるような環境を整える**ことや、**子どもの興味・関心から楽しいと感じられる運動遊びを取り入れる**ようにする必要があります。また、保育所・幼稚園・認定こども園、そして、家庭においても、舞鶴の豊かな海、川、山等の**自然の中での体験や、外で遊ぶ機会を多く持つことで様々な動きを経験していく**ことが大切です。

また、生活の中で、**美しいものにふれ、心を動かし、イメージをふくらませる機会を持つ**ことが、 豊かな感性やこころを育てることにもつながります。

体を動かすことが楽しい、気持ちいいという体験をし、**自分から体を動かそうとする意欲**を育てます。

- ◆ 体を動かして遊ぶ
- ◆ 遊びの中で多様な動きを経験する
- ◆ 美しいものにふれ、心を動かし、イメージをふくらませる経験をする
- ◆ 意欲的に生活し、遊ぶ

②基本的生活習慣の確立

子どもの成長・発達にとって、外でしっかりと体を動かし、十分な睡眠をとる、という規則正しい 生活習慣は大変重要です。テレビやゲーム、スマートフォン等のメリット・デメリットやその利用方法等 について、家庭や地域はもとより、みんなで検討していく必要もあります。

食べることは生きることであると同時に、**おいしく食べることは、楽しい経験のひとつ**でもあります。 食は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い 豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであり、毎日の食事はすべての基本です。

乳幼児期は、自分のことが自分でできるようになる自立に向けた大切な時期でもあります。衣服の着脱や食事等、自分一人でうまくできなくても「自分で」と、やってみようとします。**見守り、時にはアドバイスしながら、「自分で」という気持ちを育てていくことが大切**です。また、排泄の自立は個人差もあり、一人ひとりに合わせて家庭や保育所・幼稚園・認定こども園と一緒に進めていくことが大切です。

十分な睡眠や早寝早起き、食事、身辺自立等の基本的な生活習慣は、各家庭が中心となり、 子どもが安心して眠れ、楽しく食事できる環境など、子どもの年齢にふさわしい1日の生活を保育 所・幼稚園・認定こども園と一緒につくります。

- ◆ 十分な睡眠をとり、早寝・早起きの習慣をつくる
- ◆ 楽しい、おいしい食事の時間を持つ
- ◆ 排泄、衣服の着脱等の身辺自立をすすめる

(3) 発達に応じた支援の充実

保育所・幼稚園・認定こども園では、一人ひとりの子どもの成長・発達を促すための教育・保育が行われています。個々の発達やニーズに合わせて、担任以外の支援員の配置、個々に合わせた個別の支援計画の作成、環境の整備等の支援が必要です。

現在、本市では、保育所・幼稚園・認定こども園の子どもの発達を支援するため、保育所・幼稚園・認定こども園を子どもの発達に関わる専門職が巡回し、支援方法や支援員の配置について助言する「にじいろ個別支援システム」を実施しています。また、保育者・教員等への研修も行っています。子どもたちが、保育所・幼稚園・認定こども園で安心して過ごせるよう、**個々の発達や二一ズに合わせた支援**を行います。

また、支援の必要な子どもを含めた集団の中で過ごすことは、多様な人や価値観にふれる貴重な機会にもなります。それぞれの個性が尊重され、支援の必要な子どもも集団の一員として、必要な存在であることが認められるような集団をつくることを目指します。

保育所・幼稚園・認定こども園には、発達支援コーディネーターを置き、中心となって、関係機関との連携や園内での共有を図っています。**子どもの育ちや支援方法を就学先へつなぐ**ことも大変重要です。個別の支援計画を引き継ぎ、必要に応じて、入学式や授業を事前に体験するなど、個々に応じて対応することも必要です。

切れ目のない支援をするためにも、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携を強化します。

- ◆ 一人ひとりの発達やニーズに合わせた関わりや環境整備をする
- ◆ 支援の必要な子どもと一緒に生活することで、個性を認め合い、育ち合う集団 づくりをする
- ◆ 就学先へスムーズな移行をする

保育所・幼稚園・認定こども園では、**専門的な機関と連携し、子どもの発達や障がい等への正しい認識を深め、一人ひとりに合わせた関わりをする**必要があります。そのためには、保育者や家庭と情報を共有し、周囲への理解を深めることが大切です。特に、不安を抱えている保護者には、一緒に子育てをしていくパートナーとしてサポートしていく必要があります。

保育者は、発達に関する研修等を受け、保育者全員が発達の理解や支援方法の取得等のスキルアップに努めます。

- ◆ 子どもの発達に対する正しい理解をする
- ◆ 支援方法を共有する
- ◆ 関係機関と連携する

(4)ふるさと舞鶴を愛する"心を育てる"乳幼児教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園では、地域の人、物、場所と触れ合い、地域のことを知る「ふるさと活動」に取り組むことも大切です。また、舞鶴の海や川、山で遊ぶ**自然と触れ合う体験や歴史や文化に触れる体験**は、乳幼児期にこそ必要な体験といえます。大人になって、住んでいる人はもちろんですが、舞鶴を離れた場合でも「舞鶴」のよさを語り、感謝できる、そんな舞鶴が好きな人に育てていくことが大切です。

舞鶴の自然や歴史、文化、農業、漁業等を体験する舞鶴らしい取り組みを進めていきます。

◆ 「舞鶴が好き」と感じる、自然や歴史、文化、農業、漁業等にふれる体験をする

(5)保育者の質の向上の推進

質の高い乳幼児教育の推進のためには、保育者自身の質の向上は欠かせません。

本市では、質の向上研修事業として、大学の研究者を招き、保育所・幼稚園・認定こども園の保育者を対象に、公開保育とカンファレンス、グループワークを実施しています。他園の公開を見て、共に学び合うことで、「改めて保育を見直す、振り返る機会になった」「環境や関わり、子どもを見る意識が変わった」「園外の人に客観的に見てもらうことは大事」「公開することで保育者同士で話し合い、共有し、変わろうとされていることがわかり、質の向上につながっていると感じた」「環境や教材の工夫が見られた、自分の園に合ったやり方で取り入れたい」といった声が聞かれ、互いの園の保育を振り返るきっかけとなり、さらに園の枠を越えて、同僚性が生まれてきています。

公開保育やカンファレンス、グループワークは、乳幼児教育の質の向上に重要な役割を果たして おり、今後も、乳幼児教育の研修・研究の機会として、市全体で、人的環境を整えると共に、公・私、 職種、園・校種の枠を越えて、学び合い、同僚性を高めていくよう取り組みを進めます。

また、**研修で学んだことを園内に広めるためにも、保育・研修リーダー等の人材育成**を目指します。将来、リーダーとなる人材を育成するためは、経験年数に応じて計画的に育成を図る必要があることから、保育者育成のための計画を作成し、保育者の育成に努めます。

- ◆ 研修を通じて、質の高い乳幼児教育について学ぶ
- ◆ 公私、職種、園・校種の枠を越えて、共に学び合う
- ◆ 保育・研修のリーダー等の人材を育成する

2 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携の充実

(1) 園・校種を越えた異年齢交流の充実

0歳から15歳までの切れ目ない教育において、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校では、どのような連携が大切であるか、その方向性を示すとともに、学校教育では、小中一貫教育を取り入れ、学力のさらなる充実と向上、学校生活へのスムーズな適応に向けた取り組みを進めています。

少子化の影響により、地域や家庭で異年齢の子どもと触れ合う機会が減少していることからも、 **親になっていく次世代の小・中学生にとって、乳幼児期の子どもと触れ合う機会は大変貴重**です。 自己を確立していく思春期の子どもたちにとって、乳幼児期の子どもに頼られることによって、必要と される自分を意識することもでき、自己肯定感を高めることにもなります。

また、**乳幼児期の子どもたちにとっても、小・中学生と触れ合うことで憧れの気持ちや親近感を持つ**ことができます。

避難訓練、家庭科の授業等の行事を通じて、小・中学生が保育所・幼稚園・認定こども園の子どもと触れ合い、交流する機会をつくります。

そのためには、中学校区ごとに連絡会を設置するなど、それぞれの立場や違いを越えて、普段から、地域の保育者・教員等が交流し合い、合同の研修を受けることで、**互いの指導のあり方を学び、相互理解する**よう取り組みます。

- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園の子どもたちが小学生、中学生と触れ合い、交流 する機会をつくる
- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の枠を越えて、日頃から子ども の様子やお互いを知る

(2) 乳幼児期の学びと育ちをつなぐ連携活動の充実

2019年(平成30年)に施行された保育指針等、2020年施行される小学校学習指導要領(※ 資料⑥)等において、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校への接続・連携に関わる内容が明記 されています。

本市では、小学校区ごとに保育所・幼稚園・認定こども園と小学校を連携協力園・校として指定し、子どもがどの園に通っていても連携活動が経験できるように取り組んでいます。保育者・教員には、互恵性のある連携活動について研修や公開授業・保育等において学び合い、互いの指導のあり方を学ぶ機会を持つように進めているところです。

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の連携には、「子どもの育ちをつなげる」ために、それぞれの経験と育ちを知り、学びのある「互恵性のある」連携活動を通して、保育者と教員等が互いの教育を理解し合い、「乳幼児教育と学校教育をつなげる」ように取り組みます。

幼児期から児童期にかけての接続期は、その発達を理解した上で、個人差に配慮し、それぞれの子どもの育ちを基本としてつなげる必要があります。

保育所では「保育所児童保育要録」、幼稚園では「幼稚園幼児指導要録」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園園児指導要録」(以下、要録という)を小学校へ送付し、**子どもがどのように育ってきたか、どのような経験をしてきたか、など一人ひとりの育ちや経験をつなぎます**。

また、子どもにとって小学校へ行くことは、不安や戸惑いもありますが、期待も大きいものです。 小学校と保育所・幼稚園・認定こども園の学び方の違い(遊びの中の学びから教科学習、緩やかな 生活から時間で区切られる授業等)からくる不安を解消するため、その段差を小さくする必要があり ます。また、保育所・幼稚園・認定こども園で年長児として活躍してきた子どもたちが1年生になった 途端、できないことを前提として、最年少として扱われるという段差も解消するべきです。

しかし、段差は全くない方がよいのではなく、新しい世界への期待や「自分は大きくなったんだ」という自覚を大切にし、**乳幼児期につけた力が発揮できる緩やかな段差**は必要です。**小学校の先取りでもなく、保育所・幼稚園・認定こども園の延長でもない、子どもの発達に合わせた緩やかな段差**になるよう取り組みます。

また、保護者からは、「学校へ行ってちゃんと話が聞けるか不安」「字を読んで書けるよう教えてほしい、自宅学習だけでは不安」「いじめが心配」等、小学校へ就学する際の不安の声が聞かれています。保護者の不安を解消し、接続期の子どもの発達に関する理解を深めるために、保育所・幼稚園・認定こども園や小学校の乳幼児、児童のいる家庭及び地域に向け、「乳幼児教育と学校教育をつなげる」取り組みの周知に努めます。

以上のことを踏まえて、**0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実**を目指し、2019年2月**「舞鶴市保幼小中接続カリキュラム~まいづるカリキュラム015~」を策定**しました。このカリキュラムを有効に活用し、乳幼児期の学びと育ちをつなげ、連携活動を充実させるとともに、滑らかな段差となるよう取り組みを進めていきます。

【子どもの育ちをつなげる】

- ◆ 子どもの発達や育ちに合わせた接続をする
- ◆ 新しい環境(学校)への期待や意欲を育てる
- ◆ 小学校の先取りでもなく、保育所・幼稚園・認定こども園の延長でもない、 緩やかな段差にする

児童期の教育(各教科等から自覚的に学ぶ)と乳幼児期の教育(遊びを通じて総合的に学ぶ)には、発達の段階を考慮した違いはありますが、児童期と乳幼児期にかけての接続期においては、直接的・具体的な対象との関わり(人との関わり、ものとの関わり)を重視している点で共通しています。接続期には、乳幼児期の指導のあり方を取り入れることも必要です。

直接的・具体的な対象との関わりを重視した教科としては、生活科があげられます。生活科は、教科の特性上、他教科等と関連しており、また、幼児期の遊びや体験を通じて総合的に学ぶという指導のあり方に近い教科ですが、保育所・幼稚園・認定こども園の5歳児と1年生の接続は、生活科のみで完結するものではないことから、生活科はもとより、連携活動の可能な教科学習を通して、さらに取り組みを進めます。

その際には、どちらか一方に合わせるのではなく、**お互いが「活動のねらい」を持ち、その「ねらい」を達成する、どちらにとっても学びや育ちのある連携活動**にしなければなりません。そのために

も、今、子どもが何に興味を持ち、どのような遊びや活動が展開されているかを事前に伝え合い、 連携活動に活かすように取り組みます。

また、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校は、年間を通じて連携活動が展開できるよう、互いの年間計画の中に位置づけ、交流・連携活動を進めるとともに、地域や行事を通じての交流も進めます。

【互恵性のある連携活動にする】

- ◆ 5歳児と1年生が生活科等を通じて連携をする
- ◆ それぞれの「ねらい」を持った連携活動にする
- ◆ 年間計画やカリキュラムを作成する

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の保育者・教員同士が、**交流・情報交換、研究会を通じて、話し合い、学び合い、理解し合う**ことが必要です。乳幼児期・児童期の発達を知り、お互いの指導のあり方を学び、**保育所・幼稚園・認定こども園は遊びの中の学びを小学校以降の教科で、小学校は教科を遊びや体験、5 領域でとらえる**ことも必要です。

乳幼児教育・学校教育、それぞれの教育を充実させることが、連携の充実にもつながります。

【乳幼児教育と学校教育をつなげる】

- ◆ 保育者・教員同士の話し合い、学び合い、相互理解をする
- ◆ 乳幼児期、児童期の発達を知る
- ◆ お互いの教育・保育のあり方を学ぶ~遊び・体験を通じて、5 領域、教科~

3 地域ぐるみの乳幼児教育の推進

(1)保育所・幼稚園・認定こども園と家庭・地域の連携の推進

保護者が保育者に**気軽に子育ての悩みが話せる関係性を築き、その機会を設け、話しやすい雰囲気をつくる**ことが大切です。また、家庭では見えにくい友達同士の中の子どもの様子や、その子どものよいところ、成長したところ等を発信し、**家庭で子どもがほめてもらう機会をつくり、成長を共に喜び合えるように働きかける**ことも大切です。

子育てのパートナーである保護者に、**保育所・幼稚園・認定こども園に関心を持ってもらう機会**をつくり、保護者自身が主体的に関わる関係性を築いていくよう取り組みます。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の取り組みを通じて、**保護者同士が横のつながりを深め、 保護者自身も育ち合いながら、地域の中で 0 歳から 15 歳の子どもを育てていきます**。保育所・幼稚園・認定こども園は、保護者同士のつながりのスタートでもあり、よりよい関係を築けるように取り組みます。

乳幼児教育は目に見えにくく、遊びを通じて学んでいることや、結果ではなくその過程で何を学んでいるか、保護者に発信し、理解を深めてもらうために、おたよりやドキュメンテーション等の配布物や掲示物、ホームページ等による乳幼児教育の可視化をすすめます。

保育所・幼稚園・認定こども園の行事(夏祭り等)への地域の参加や、「ふるさと活動」における 地域の協力・支援を得るなど、**地域とのつながりや知恵、経験を活用していく**ことも大切です。 民生児童委員等の地域の子育てに関わる各種団体とも連携し、保護者の交流の機会を提供する 等、地域における乳幼児教育をリードしていきます。

- ◆ 保護者とオープンな関係性を築き、パートナーとして共に歩む
- ◆ 保護者同士をつなぐ
- ◆ 保護者に乳幼児教育の中の育ちや学びを可視化し伝える 〜結果ではなく、過程が大切 〜
- ◆ 地域の子育てに関わる各種団体と連携する

(2) それぞれの役割と連携の推進

①家庭・地域の役割

子どもが健やかに成長・発達するためには、**家庭が基本**となります。**基本的な生活習慣の確立**はもちろん、家庭では、**人への信頼感の土台となる愛着を形成**し、子どもにとっ**て安心・安定できる居場所となる**ことが必要です。

また、地域の人や保育所・幼稚園・認定こども園を子育てのパートナーとし、園の取り組みに参加する等、協力し合い、主体となって子育てします。

【家庭】 ~すべての基本~

- ◆ 基本的な生活習慣を確立する
- ◆ 人への信頼感の土台となる愛着を形成する
- ◆ 安心・安定できる居場所になる

地域の人の温かいまなざしに見守られながら、子どもが育つことが大切です。地域では、**家庭の子育ての相談にのる等、家庭を支えていく**ことも重要な役割です。

子どもの育ちの連続性を考えた時に、家庭や地域との連続性も重要になってきます。世代を越えてつながり、英知を伝承し、創造していくような地域社会を目指します。

【地域】

◆ 家庭と共に子どもの育ちを支える

②保育所・幼稚園・認定こども園の役割

質の高い乳幼児教育を実践していくためには、人的な環境を整え、人材を育成する必要があります。そのためには研究会や研修会等の学びの機会が必要であり、園内においても、乳幼児教育の知識や経験値の継承を図るためにも、保育者が自己の実践を振り返り、自発的、主体的に考え、意見が出し合えるような話し合いの時間や機会が必要です。

乳幼児教育の質を上げるためには、このような時間を確保することが重要であり、研究・実践を 行えるよう体制の整備に努めます。また、保育者の経験年数等に応じて計画的に人材育成を図れ るよう、保育者育成のための計画を作成する等、人材の育成を進めます。

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校の保育者・教員等が研究・研修会を通じて、 **子どもの発達やお互いの教育の方法について共に学び合う必要**があります。

「保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携の充実」でも述べたように、保育所・幼稚園・認定こども園での育ちや乳幼児教育での経験を学校教育につなげ、0歳から18歳を見通した0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育を目指すために、公私、職種、園・校種の枠を越えた連携の充実を推進します。

- ◆ 人的環境の整備・人材育成をする
- ◆ 乳幼児教育の知識や経験値を継承する
- ◆ 質の向上に向けた研究・研修会へ参加する
- ◆ 公私、職種、園・校種の枠を越えて連携する
- ◆ 家庭のパートナーになる
- ◆ 家庭・地域への情報発信をする
- ◆ 地域と連携する

③行政の役割

行政は、乳幼児教育ビジョンを広く市民へ啓発し、その取り組みを推進していく役割を担っています。保育所や幼稚園、認定こども園がその専門性を活かし保護者へ情報を発信していく取り組みや、乳幼児教育に関する情報を市全体に向けて、ホームページへの掲載や情報誌の発行、講演会等の啓発活動などを通じて周知し、理解を深めてもらえるよう努めます。

さらに、各団体・機関が実施する取り組みと連携しながら、保護者が気軽に相談できる場の創出や機会、情報の提供、そして支援の必要な家庭へのサポートなどに取り組みます。

質の向上については、乳幼児教育の研究に取り組み、その情報を発信、共有することで、市全体の質の高い乳幼児教育の推進を図ります。現在、本市では、研究・研修・連携の機会を提供し、公開保育等を通じて、公立・私立の枠を越えた合同の学び合いを実施しており、引き続き、その充実に努めるとともに、保育者や教員の自己研さんや各施設の人材育成のサポート、さらに人的環境等の充実に向けた支援に努めます。

さらに、各園・校、家庭・地域、関係機関等をつなぎ、コーディネート・サポートする機能を有する拠点となる乳幼児教育センターを設置し、公開保育をはじめとする研修の成果等を蓄積し、保育者・教員にとっても学びの拠点となるよう取り組みます。

- ◆ 乳幼児教育に関する研究・情報提供をする
- ◆ 家庭や地域への啓発・情報発信をする
- ◆ 保護者のサポートをする
- ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園等へのサポートをする
- ◆ 各機関が連携しやすい仕組みをつくる

第4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて

質の高い乳幼児教育を目指すためには、その担い手である家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等や、幼児の育ちを受け継ぐ小学校・中学校が、本ビジョンの趣旨等を共通理解し、お互いにパートナーとして連携・協力を図りながら、それぞれの役割(第3章3(2))を果たしていくことが重要です。

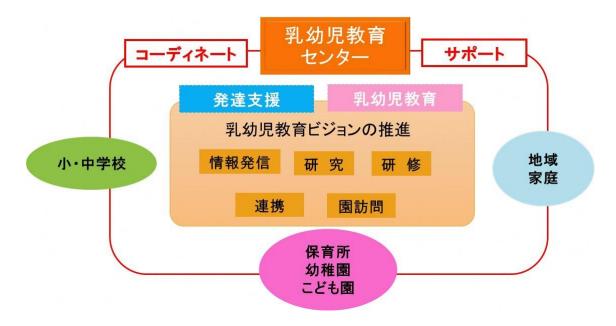
1 乳幼児教育ビジョンを推進するための体制づくり

(1)乳幼児教育センターの設置

本ビジョンを推進するため、その拠点となる舞鶴市乳幼児教育センターを公立認定こども園内に設置(2019 年 4 月)します。当該センターでは、『乳幼児教育』『発達支援』の分野において、「情報発信」「研究」「研修」「連携」等に関する事業を企画・運営し、「コーディネート」「サポート」を行います。乳幼児教育センターには、乳幼児教育や発達支援に関するコーディネーターや相談員等の専門職を置き、保育所・幼稚園・認定こども園等の研修や家庭・地域・学校との接続をサポートするパートナーとして、相互の連携・調整等のコーディネートする役割を担います。

関係者の連携の機会の提供等、各分野をつなぐコーディネート機能や全市的な研究・研修の実施、 情報発信等、保育所や幼稚園・認定こども園、学校等、個々では難しい取り組みを実施し、各園・校 が行っておられる活動をサポートする機能も求められています。

こうしたサポートやコーディネートを、乳幼児教育センターを中心に行います。



(2)行政部署の連携強化

乳幼児教育センターの機能を十分に発揮させるため、保育所・幼稚園・認定こども園を所管する福祉部門と学校を所管する教育委員会との連携はもとより、子どもの豊かな育ちの連続性を確保し、社会教育やコミュニティづくりなど関連する施策との連携の強化を図ります。

2 私立保育所・幼稚園・認定こども園との連携

本市には、私立園が多く、これまでから独自性や創意工夫による特色ある教育が行われており、乳幼児教育の重要な担い手としての役割を果たしています。

また、保育所・幼稚園・認定こども園には施設での教育だけでなく、その専門性を活かし、これまでに培ってきた乳幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために、また小学校へ子どもの発達や学びを接続するために活用していくことが期待されています。

乳幼児教育の振興を図るため、各施設の特長は活かしつつ、公立・私立、保育所・幼稚園・認定 こども園等それぞれが研究・研修等を通して相互に連携を深め、共に、質の高い乳幼児教育の推進 に取り組みます。

3 今後の方向性~乳幼児教育ビジョンの普及・啓発~

乳幼児教育ビジョンの推進に向けて、保育者・教員はもとより、家庭・地域等様々な分野の人々に内容を周知し、共通理解を図るため、市のホームページや広報などの媒体を有効に活用した情報提供を行います。

また、内容をより分かりやすく説明するガイドブックやパンフレットの発行を行い、これらを活用して家庭や地域における学習の推進、シンポジウムや講演会・講座の開催などを行い、理解を深めるとともに、意見交換等、交流の場づくりを進めていきます。

保育所・幼稚園・認定こども園や小学校・中学校の保育者・教員等に対しては、研修等を通して 理解を深めます。

資料

- P.1 第1章 乳幼児教育ビジョン策定の背景と趣旨
 - 1 国の動向
 - (1)乳幼児期の教育

資料①

く教育基本法>

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである

※幼児とは、小学校就学前の者を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。幼稚園、保育所等、家庭、地域社会における教育を含み得る。 (中央教育審議会答申)

<保育所保育指針>

- 第1章 総則 1保育所保育に関する基本原則
- (2) 保育の目標
 - ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
 - (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
 - (イ)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
 - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情 や思考力の芽生えを培うこと。
 - (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようと するなど、言葉の豊かさを養うこと。
 - (カ)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
 - イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した 関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければなら ない。
- (3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが 安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

- イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を 十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの 個人差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものに するよう援助すること。
- オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相 互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを 通して総合的に保育すること。
- カー人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

<幼稚園教育要領>

第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際,教師は,幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき,計画的に環境を構成しなければならない。この場合において,教師は,幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ,教材を工夫し,物的・空間的環境を構成しなければならない。また,幼児一人一人の活動の場面に応じて,様々な役割を果たし,その活動を豊かにしなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

- 第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の 基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する目的及び第 9 条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に 主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考 えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよ う環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これら を踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との 信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動 に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の 理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭 等は、園児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境 を構成しなければならない。また、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果た し、その活動を豊かにしなければならない。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものであり、この章の第3に示す幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を十分に踏まえて行うものとする。

P.5 3 本市の現状

資料②

(1)保育所

◆市内の保育所(園)の設置状況

(平成31年4月現在)

保育所名	所在地	創立	定員
昭光保育園	浜	昭和 23 年	150
タンポポハウス	泉源寺	平成 13 年	80
やまもも保育園	溝尻	平成 22 年	80
ルンビニ保育園	寺内	昭和 24 年	120
相愛保育園	魚屋	昭和 29 年	120
なかすじ保育園	公文名	平成 20 年	60
八雲保育園	丸田	昭和 41 年	70
中保育所(公立)	余部下	昭和 24 年	200
うみべのもり保育所 (公立)	浜	平成 27 年	150

(2)幼稚園

◆市内の幼稚園の設置状況

(平成31年4月現在)

幼稚園名	所在地	創設	認可定員
舞鶴聖母幼稚園	上安久	昭和7年	315
倉梯幼稚園	七条中町	昭和 30 年	280
森の子ら幼稚園	丸山口町	昭和 21 年	120
朝日幼稚園	浜	昭和 28 年	80
橘幼稚園	浜	昭和 29 年	300
シオン幼稚園	浜	大正7年	120
中舞鶴幼稚園	余部上	昭和 27 年	104
三鶴幼稚園	引土	昭和 29 年	120
志楽幼稚園	田中町	昭和 32 年	160
ひばり幼稚園	森	昭和 25 年	200
池内幼稚園	布敷	昭和 56 年	150
朝来幼稚園	吉野	昭和 63 年	130

(3)認定こども園

◆市内の認定こども園の設置状況

(平成31年4月現在)

保育所名	所在地	創立	定員
さくらこども園	七条中町	平成 31 年	110
平こども園	中田	平成 31 年	85
永福こども園	公文名	平成 31 年	135
永福こども園(城屋園舎)	城屋	平成 31 年	45
東山こども園	倉谷	平成 31 年	165
岡田こども園	志高	平成 31 年	60
舞鶴こども園(公立)	円満寺	平成 31 年	93

P.18 第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

- 1 質の高い乳幼児教育の充実
- (2) 土台となるからだとこころの育成
 - ①健康なからだとこころの育成

資料④

(幼児期運動指針)

「幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすく、生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身につける重要な時期です。タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が高まり普段の生活で必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結び付く動きなど基本的な動きを多様に身に付けることが大切です。

「基本的な動き」とは、

- ・立つ、座る、寝ころぶ、起きる、回る、転がる、渡る、ぶら下がる等「体のバランスをとる動き」
- ・歩く、走る、はねる、跳ぶ、登る、下りる、這う、よける、すべる等「体を移動する動き」
- ・持つ、運ぶ、投げる、捕る、転がす、蹴る、積む、こぐ、掘る、押す、引く等の「用具などを操作する動き」

体を動かす遊びには、特定のスポーツ(運動)のみを続けるよりも多様な動きが含まれます。例えば、友達と鬼ごっこをすると「歩く、走る、くぐる、よける」などの動きが含まれます。子どもが楽しんで夢中になって遊んでいるうちに多様な動きを総合的に経験することになります。ですから、様々な遊びをすると、その中には複合的に動きが含まれ、結果的に多様な動きを経験し、それらを獲得することになります。

ここで大切なのは、子どもが自発的に様々な遊びを体験することで、多様な動きが獲得できるようにすることです。ですから、トレーニングのように特定の動きばかりを繰り返したり、運動の頻度や強度が高過ぎ、特定の部位にストレスが加わるけがにつながったりしないような注意が必要です。」

P.22 2 保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携の充実 (2)乳幼児期の学びと育ちをつなぐ連携活動の推進

資料⑤

【保育所保育指針】

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意するべき事項

- (2) 小学校との連携
 - ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる ことに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度など の基礎を培うようにすること。
 - イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、 小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児 期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育と の円滑な接続を図るよう努めること。
 - ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の 支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにす

ること。

【幼稚園教育要領】

- 第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等
- 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項
- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、 小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育っ てほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】

- 第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等
 - (5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項
 - ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習 の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思 考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
 - イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学 校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設 け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定 こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。
- 2 指導計画の作成と園児理解に基づいた評価
 - (3) 指導計画の作成上の留意事項
 - (サ) 地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、 幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの 間の連携や交流を図るものとする。特に、小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型 認定こども園の園児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとす る。また、障害のある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合い ながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

【小学校学習指導要領】(2020年4月施行)

第1章 総則 第2 教育課程の編成 4学 校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

第3節 算数 第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

第5節 生活 第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

第6節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (6) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科

を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

第7節 図画工作 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

第9節 体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (5) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

乳幼児教育ビジョンの推進に向けた取組の経緯

平成 27 年度	夏 3 月	舞鶴市乳幼児教育ビジョン策定(2016 年度~2018 年度)
平成 28 年度	5 4月	文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」受託
	5月	事業発表[日本保育学会](東京)
	6 月	28 年度第 1 回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
		幼児教育乳幼児教育ビジョン講演会(中総合会館)
		子どもを主体とした保育研修(6月、7月、9月、10月、11月)
		公開保育(6 月・舞鶴幼稚園、7 月・朝来幼稚園、9 月・うみべのもり保育
		所、10月・タンポポハウス、11月・さくら保育園)
	7月	乳幼児教育ビジョン説明会(城南会館)
	8月	保幼小中連携研修(市政記念館)(8月、2月)
	10 月	事業発表[全国保育研究集会](徳島県)
		保幼小接続カリキュラム策定会議(28 年度 3 回)
	11月	保幼小連携研修:公開授業(中舞鶴小学校)
	12月	市出前講座(城南会館)
	2月	28 年度第 2 回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
		事業報告会(商工観光センター)
平成 29 年度	5月	事業発表[日本保育学会](岡山県)
		保幼小接続カリキュラム策定会議(29 年度 4 回)
	6 月	29 年度第1回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
		乳幼児教育ビジョン講演会(商工観光センター)
		子どもを主体とした保育研修(6月、7月、9月、10月、11月、12月)
	8月	保幼小連携研修(市政記念館)(8月、1月)
	9月	公開保育(9 月·八雲保育園、10 月·永福保育園、11 月·中舞鶴幼稚園、
		12月・うみべのもり保育所)
	10 月	事業発表[全国保育研究集会](徳島県)
	11月	保幼小連携研修・公開授業(中筋小学校・なかすじ保育園)
	12月	乳幼児教育教育フォーラム・事業報告会(商工観光センター)
	2月	29 年度第 2 回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
平成 30 年度	5月	取り組み発表[日本保育学会](宮城県)
	6 月	30 年度第1回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
		保幼小接続カリキュラム策定会議(30 年度 4 回)
		乳幼児教育ビジョン講演会(商工観光センター)
		子どもを主体とした保育研修(6月、7月、9月、11月)
	7月	公開保育(7 月·相愛保育園、9 月·昭光保育園、10 月·倉梯幼稚園、
		11 月·岡田保育園)
	8月	保幼小連携研修(市政記念館)(8月、1月)
	10 月	30 年度第 2 回舞鶴市乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議
	11月	保幼小連携研修·公開授業(新舞鶴小学校)
	2月	乳幼児教育フォーラム・事業報告会・シンポジウム、保幼小連携研修
		会(商工観光センター)、公開保育(さくら保育園、中保育所、舞鶴幼
		稚園)
	3 月	舞鶴市乳幼児教育ビジョン改訂(2019 年度~2023 年度)